

別紙支払内訳書

委託契約の区分（学校）ごとの支払金額は次のとおりとする。

このうち、照明設備の全てをLED化した後（完成図書の提出を含む。）、検査に合格した区分の支払金額を請求することができる。

なお、支払金額の請求の限度は、本事業全体の中で2回（中間時、完了時）までとする。

区分（学校名）	支払金額
白島小学校	
基町小学校	
幟町小学校	
竹屋小学校	
千田小学校	
中島小学校	
吉島東小学校	
吉島小学校	
広瀬小学校	
本川小学校	
神崎小学校	
舟入小学校	
江波小学校	
荒神町小学校	
大州小学校	
段原小学校	
比治山小学校	
皆実小学校	
翠町小学校	
大河小学校	
黄金山小学校	
仁保小学校	
楠那小学校	
宇品小学校	
元宇品小学校	
似島学園小中学校	
向洋新町小学校	
合計	